

事務連絡
令和7年12月23日

各 都道府県・福祉事務所設置市区町村
生活困窮者自立支援制度主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

令和7年度税制改正に伴う生活困窮者住居確保給付金等における
影響への対応について

平素より、生活困窮者の自立支援の推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条第3項に基づく生活困窮者住居確保給付金、同条第4項に基づく生活困窮者就労準備支援事業及び同条第6項に基づく生活困窮者居住支援事業（第1号に係る部分に限る。）の支給又は利用に当たっては、収入要件等を設けており、各自治体においては、「基準額」を設定することとしています。

令和7年度税制改正においては、給与所得控除の見直し等が行われましたが、上記の法に基づく各事業の実施に当たっては、令和8年7月1日以降の申請又は申込み分から、この見直しを踏まえた「基準額」を適用することとなりますので、その取扱いに遺漏なきようお願いいたします。

（参考）

○総務省「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の概要」

https://www.soumu.go.jp/main_content/001003450.pdf

○財務省 HP「令和7年度税制改正の大綱の概要」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/07taikou_gaiyou.htm

○国税庁 HP「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」

○生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）（抄）

（法第 3 条第 4 項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）

第 4 条 法第 3 条第 4 項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれにも該当する者であること。

イ 生活困窮者就労準備支援事業の利用を申請した日（以下この号において「申請日」という。）の属する月における世帯収入額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が 4 月から 6 月までのいずれかの月である場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を 12 で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準に基づく額」という。）を合算した額以下であること。

ロ 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に 6 を乗じて得た額以下であること。

二 （略）

（法第 3 条第 6 項第 1 号に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）

第 6 条 法第 3 条第 6 項第 1 号に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれにも該当する者であること。

イ 生活困窮者居住支援事業の利用を申請した日（以下この号において「申請日」という。）の属する月における世帯収入額が、基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

ロ 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に 6 を乗じて得た額（当該額が 100 万円を超える場合は 100 万円とする。）以下であること。

二 （略）

（法第 6 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）

第 10 条 法第 6 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の

各号のいずれにも該当する者とする。

一・二 (略)

三 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに掲げる要件を満たす者であること。

イ 離職の場合又は第3条に規定する場合 申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額(当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額。ロにおいて同じ。)を合算した額以下であること。

ロ 第3条の2に規定する場合 申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額(当該生活困窮者が持家である住宅その他の当該生活困窮者が賃借する住宅以外の住宅に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)を合算した額以下であること。

四 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額(当該額が100万円を超える場合は100万円とする。)以下であること。

五 (略)

(生活困窮者住居確保給付金の額等)

第11条 生活困窮者住居確保給付金の額等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 離職の場合又は第3条に規定する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める額(当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額)を、1月ごとに支給する。

イ 申請日の属する月における世帯収入額が基準額以下の場合 生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額

ロ 申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合 基準額と生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額

二 (略)

2 (略)

(生活困窮者住居確保給付金の不支給)

第15条 (略)

2 家賃相当額の支給は、当該生活困窮者が、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び当該者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額を超えたときには、行わない。

（連絡先）

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室

居住支援係 西原、栗原

就労支援係 小川、鈴木、坂本

電話 03-5253-1111

（内線 2874、2216、2234、2290、2876）

夜間 03-6812-7848